

豊田市認証保育所認証要綱の留意点

豊田市認証保育所認証要綱（以下「要綱」という。）の運用において、表 1 及び表 2 に挙げる事項についてはその留意内容のとおりである。

表 1

分類	No.	留意内容
運営実績	1	要綱第 5 条中「実際に保育が行われていること」とは、その月の月極契約児童（一月以上の利用決定している児童）の登園日数の合計が 30 日以上となる月が、認証を判定する月以前の 1 年間に 8 ヶ月以上あることを言う。
	2	認証申請の際、上記の実績がない施設は、要綱中別表 1 等の調査項目における過去 1 年間の実績を問うものについては、「不適合」として取り扱う。（認証施設においては、あくまで過去 1 年間の実績を担保することを要する。）
	3	要綱第 5 条第 2 項の規定により認証申請した施設については、過去 1 年間の実績を問うものについて、認証施設として再開することを希望する日が属する月の翌月（当該日が 1 日の場合は、当該日が属する月）から豊田市長が指定する月までの間の期間の実績を問うものとする。

表 2

指導基準	No.	豊田市認証保育所認証判断事項	留意点
1 保育に従事する者の数及び資格	1	必要保育従事者数	乳幼児の年齢について、指導監督基準中『概ね』と規定されていることに鑑み、豊田市ではこの項目は調査時での満年齢で判断する。
	2	必要保育従事者数のうち、有資格者の配置状況	有資格者の割合は報告日の従事者で判定する。（報告日のどの時点を判定しても、基準を満たすこと）評価項目Ⅱにおいては常時 1/3 有資格、評価項目Ⅲにおいては常時 2/3 有資格（保育士資格のみ）で判定する。ただし、評価項目Ⅲは、保育する児童が 1 人の場合は、必要保育従事者数 2 人のうち有資格者の数を 1 人以上とすることができる。 最低必要保育従事者数の算出は年齢別に小数点 1 桁（小数点 2 桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点 1 桁）を四捨五入する。 「看護師」は「看護師」のみを対象とし、「准看護師」は対象としない。
	3	保育従事者についての掲示（氏名、保育士資格等を掲載）にてどう表示されているか。	資格掲示は「保育士」「幼稚園教諭」「看護師」がわかればよく、顔写真、認定番号の掲示までは要求していない。 評価項目Ⅲにおける勤務時間帯の表示について、保育従事者の勤務時間を具体的に表示すること（午前勤務、午後勤務等の表示は評価項目Ⅲとはみなしません。）
2 保育室等の構造設備及び面積	4	保育室の面積は、定員 1 人当たり 2.23㎡以上確保されているか。	保育室とは、乳幼児の保育に有効なスペースであり、入り口部、廊下、便所、調理室、事務スペースなどはこれに含めない。
	8	保育スペースの区画状況	区画方法は、容易に移動できない設置方法がとられ、児童の安全に配慮されたものであること。
	14	汚物の保管方法	使用済みのオムツの保管には、臭気に配慮することはもちろん、便所等の保管場所の清潔感にも配慮すること。加えて、児童が適切な生活習慣を身につけることへの影響も鑑み、保管容器の設置を求めていく。（密閉式の袋は容器に含まない。） 蓋つき容器はバケツに限定するものではなく、プラスチック製収納ケース等で相応の効果が見込めるものも蓋つき容器と判断する。

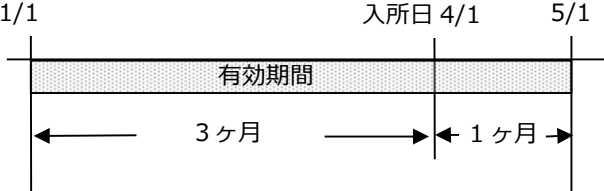
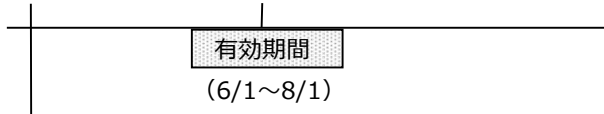
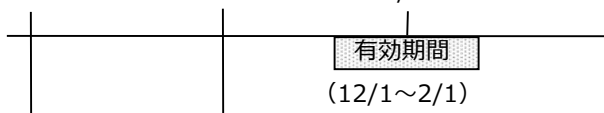
	18	避難経路状況	評価項目Ⅲにおける「避難に有効な位置」とは、玄関、掃き出し窓など幼児でも容易に避難できるものをいい、腰窓など幼児が容易に避難できないものは避難に有効な位置に避難経路があるとはみなさない。
5 保育内容	23	児童の保育状況	保育記録について 【記録整備対象児童】 60 時間/月以上の保育を実施すると見込まれる児童については個別記録を作成することを要する。ただし、60 時間/月末満の保育を実施すると見込まれる月極め契約児童（一月以上の利用決定している児童）は、登園時の児童の様子 及び保育者の関わり方・反省等が具備された記録の作成で十分とする。 【3 歳児以上の児童を 6 人以上で集団保育する場合】 児童の個別記録は要せず、集団としての保育記録の整備を要する。保育記録の内容については豊田市認証保育所認証要綱別表 3 中『保育記録』2～5 の事項を整備すること。
	24	汚れた時の処理	「オムツ運搬用具（バケツ等）」において、ビニール袋もこれに含む。
	28	施設管理者の資格	当該年度の市が指定する月に報告する「運営状況報告」における設置者名（代表者名）または管理者名により判断する。年度途中で変更がある場合は、「認可外保育施設事業内容等変更届」を保育課に提出すること。
	29	遊具の整備状況	この時期の児童は、自我が芽生え育つ時期である為、一人一人の子どもの思いを受け止め、自己表現出来るように丁寧に関わっていくことが大切である。又、保育者を仲立ちとして友達と一緒に遊ぶ楽しさを体験出来る保育も大切である。 そこで、豊田市では、「適切な遊具があるか」に加え、環境設定の配慮として、子どもが十分に自発的に遊べる設定であるかを評価する。 特に『ままごと遊び』は、“見立て”“真似”遊びを促し、モノや人と関わって遊ぶことが出来、それを通していろいろなことを学ぶのに（人との関わり方・言葉を使う楽しさ・物の正しい使い方等）効果的なものと位置づけ、評価項目Ⅲにおいては必ず設置することとしている。 評価項目Ⅲにおける『ままごとコーナー』は、通常使用する保育空間において常設を要する。（保育の都合上、その設定の一部を崩さなければならない場合、容易に再設定が可能な場合は『常設』と見なす。例えば「都合上ままごとテーブルを片付けてある」等） 『遊びのコーナー』（ままごとコーナーを含む）は、児童の年齢や発達にあった玩具（種類・量）が整えられ、落ち着いて遊ぶことができ、保育者や他児との関りに配慮されていること等を要する。 《ままごとコーナー》を準備する場合 キッチン、テーブル、椅子（なければ座布団）、食器、食べ物、ぬいぐるみ、人形、おんぶひも、エプロン etc.が備えられ、落ち着いて遊べ、保育者や他児との関り等に配慮されている設定であること。 《ブロックや積み木、型はめ、紐通し、パズル etc.で遊ぶコーナー》を準備する場合 2 畳程度の敷物やゴザを広げ遊べる場を用意する等、落ち着いて遊べ、保育者や他児との関り等に配慮されている設定であること。

		児童を学齢等によって集団に分け、それぞれの保育スペースを有して保育することを常態とする施設においては、その全ての保育スペースにおいて各評価を達成していること。 <例示> 児童をあか組、白組と2部屋に分けて保育する場合、2部屋とも評価項目Ⅲを達成していれば施設としての当項目評価はⅢ、あか組の部屋は評価項目Ⅰ、白組の部屋は評価項目Ⅲの場合、当項目評価はⅠとなる。
30	遊具の清掃状況	【プラスチック製の玩具】 週2日以上 of 清掃を要し、薬品は使用しない。薬品（殺菌作用のあるもの（医薬品）のみ）を使用する場合は玩具に薬品の残留がないような配慮をすること。 【人形やぬいぐるみ】 週1日以上、日光消毒等による。薬品（殺菌作用のあるもの（医薬品）のみ）の噴霧をもって消毒する場合は、薬品の残留がないような配慮をすること。 【高学齢児童及び就学児が利用する玩具の扱い】 高学齢児童及び就学児の使用する玩具とその他の児童が使用する玩具とを分けて使用・保管する場合、判定対象となる玩具はその他の児童が使用するもののみとし、混合して使用または保管する場合は全ての玩具を判定対象とする。
31	遊具の安全性	誤飲の恐れのあるものの使用は「危険放置」相当と判断する。 【高学齢児童及び就学児が利用する玩具の扱い】 高学齢児童及び就学児の使用する玩具とその他の児童が使用する玩具とを分けて使用・保管する場合、判定対象となる玩具はその他の児童が使用するもののみとし、混合して使用または保管する場合は全ての玩具を判定対象とする。 屋内・屋外の遊具・玩具を問わず安全に使用できること。壊れた遊具や危険性のある遊具について、取り除いたり使用禁止にしたりする措置をとること。
32	保育に対する姿勢等	「豊田市認証保育所セルフチェック」内『課題・改善が必要と考えられること』欄は、記入の必要がある場合に各施設で記入する。（市は記入しない）
33	研修会への参加状況	施設外研修は市から案内する研修に限らない。また、フランチャイズ系の本社・支社等が行う研修も、施設外研修に含む。 次の講座等は研修会の参加として認めない ・教育、保育に従事する者向けではない講座、研修会等 研修参加回数は同一研修に複数職員の参加があっても1回と数え、同一研修が複数日程に及ぶ場合も1回と数える。また、施設としての研修参加数であり、参加者は前回参加者と異なることも差し支えない。 記録には開催日時、参加者、所感が整備されていること。 評価項目Ⅱ、Ⅲについて、研修に参加していない保育従事者へ回覧等により周知を要する。
34	施設内研修の機会・児童への処遇検討会（ミーティング）の開催状況	記録には開催日時、参加者、検討内容等が整備されていること。 評価項目Ⅱ、Ⅲについて、ミーティングに参加していない保育従事者へ回覧等により周知を要する。 毎日の引継ぎ用の記録は、施設内研修の機会・児童への処遇検討会（ミーティング）記録に含まない。

	37	保護者との連携	「体温」等各項目を連絡帳とは別に管理している場合、それらの日々の変化が保護者に伝わらない場合は、その項目は未整備と判断する。 「施設運営等に関する意見・要望」は、定期的な「懇談会」「説明会」「アンケート」実施、または「意見箱」等の設置でも整備されていると判断する。 「睡眠」において特にその項目を設けず、時間軸を設けそこに他の日課と併せて記載している場合は、この事項は整備されていると判断する。 リレー保育（幼稚園・保育園降園後の保育）等の児童においては原則連絡帳を不問とするが、受入後4時間を越えて保育する場合は連絡帳（整備項目不問）を整備すること。 3歳児以上の児童を6人以上で集団保育する場合は、3歳児以上の児童の連絡帳は不問する。 評価区分Ⅲの体温（施設受入時に記入）においては、「連絡帳に体温の記入があること」又は「連絡帳以外で施設受入時の体温を記載した書類」があること。
	38	保護者緊急連絡先管理 （職員誰もが確認できる形態で管理）	事業所内保育施設において、内線等の連絡先を把握している場合は、その内線等も連絡先の1つとできる。 電子メール配信にて緊急連絡を行う場合（一方的な配信・掲示に止まらず受信確認等で伝達を確認することを要す。）、そのメールアドレスも連絡先の1つとできる。
	41	食器等の保管状況	保管庫の密閉状況のみならず庫内の衛生状況も加味して判断する。 食器を保管する容器を床に置いて保管することは、衛生上不適切な場所にて保管されていると判断する。 同一庫内での食器の保管上不適切と判断するものの例は、掃除道具、医薬品類、使用済衣類等。 評価項目Ⅰのビニール等はジッパー付きバッグも可。 評価項目Ⅱ及びⅢの埃・害虫等の進入に対しては、虫が進入できる隙間があるかどうかで判断する。また、保管容器は、蓋が容易に外れやすい物であるかどうかでも判断をする。 <例示> ○評価項目Ⅱとなるもの 保管容器・引き出し式ストッカー ・蓋付き水切りカゴ ・食器乾燥機（家庭用） 食器棚 ・引き出し、又は扉のついた食器棚で扉や引き出しと本体の間に小さなアリが通れる程度以上の隙間ができるもの ○評価項目Ⅲとなるもの 保管容器・ロック式のケース ・シール容器 ※容器は蓋が安易に外れるか、シリコンパッキン等で隙間が塞がれる形状であるかどうかで判断。 食器棚 ・食器消毒保管庫（業務用）、食器洗い乾燥機（家庭用） ・食器棚で引き出し又は扉と本体が隙間なく塞がれ、虫の進入を防げる状態のもの

42	食器等の消毒状況	児童が使用する食器全てが消毒対象となる。おやつのみ使用する食器も同様。 消毒に薬品を用いる場合、その薬品は医薬品で殺菌作用のあるものが望ましいが、施設の運営負担を鑑み、当分の間、それ以外の薬品（除菌等消毒効果を表記されたもの）の使用も同等とみなす。ただし、哺乳瓶等乳児の使用するものにおいては、医薬品での消毒をすること。また、いずれにおいても、有効な消毒効果が得られるよう、適切な使用を行うとともに、残留薬品のないように濯ぎ等に配慮すること。 特殊な密閉容器（袋）に食器、水を入れ、加熱する方法において消毒する方法は、煮沸消毒と同程度の消毒効果が得られると判断する。 熱風消毒保管庫での消毒は煮沸消毒と同程度の消毒効果が得られると判断する。ただし、単に除菌効果を謳う食器乾燥機の類はこれに含めない。 家庭用の食器乾燥機（食器洗い乾燥機含む）での消毒は、は中心温度が80℃以上かつ5分以上の乾燥を行うことができるものに限り消毒効果があると判断する。乾燥機能については取扱い説明書等に温度及び時間の明記があること。 持ち帰り食器を使用する場合は消毒を要せず、この場合（持ち帰り食器のみの使用）の評価項目はⅢとする。（消毒の頻度を使用の都度求めるのは現実的ではなく、一日の使用を終える時点での消毒が適切と判断。持ち帰り食器は保護者が衛生管理を行うものであり、その点では保護者は食器消毒において施設側に不安・疑義を抱くものではない。） H19/3/28
43	布巾等の消毒状況	消毒に薬品を用いる場合、その薬品は医薬品で殺菌作用のあるものが望ましいが、施設の運営負担を鑑み、当分の間、それ以外の薬品（除菌等消毒効果を表記されたもの）の使用も同等とみなす。有効な消毒効果が得られるよう、適切な使用を行うとともに、残留薬品のないように濯ぎ等に配慮すること。
46	食品の保存	おやつをそのまま冷蔵庫・食器棚内で保管する場合、冷蔵庫・食器棚は密閉容器とはみなしません（おやつ提供時以外に開閉されるため）。保冷が必要な場合はおやつを密閉容器に入れ、容器ごと冷蔵庫内に保管する。
48	外部調理での給食内容	お弁当等の外部調理における予備食は、転覆等の事故時の措置であることを鑑み、施設に1食以上の幼児向けのレトルト食品が備えてあることをもって予備食とみなすことができる。
50	献立の作成・配布状況	電子メールでの献別配信は、ここでいう配布と同等とみなす。ただし、ホームページ等での掲示は配布に当たらない。 保護者からの弁当で昼食をとる施設は、保護者が品目・食材を把握していることに鑑み、評価項目Ⅲとする。 給食を外部調理する場合の献立は、外部調理を実施するものが作成したものであること。施設で作成、加筆する場合は外部調理施設からの書面による情報提供のみ有効とする。（監査時は情報提供された資料を提示すること。）

7 健康管理・安全確保	51	身長・体重のチェック	評価項目Ⅲの「時系列的把握」について、年度途中で連絡帳等を更新する場合は、新たな連絡帳等において時系列的な把握ができること。 計測日に欠席した児童については、日を改めて計測すること。
	53 54	児童の健康診断	「今年度不完全で前年度の入所児童（一時保育を除く）の健康診断の記録」とは、調査時に今年度所定の健康診断が未実施の場合におけるその児童の前年度の記録をさす。調査時に今年度分が未実施の場合、その児童の前年度の状況で判定する。 評価項目Ⅱの「全て整備されている」とは、健康診断未実施者がいないことを指し、健康診断の督促通知控をもって「全て整備されている」とは判断しない。 1年に2回の健康診断のうち、「入所時に行う健康診断」を当該児童の健康診断のうちの1回とすることができる。 健康診断の実施日は必ず明記されていること。特に、入所申込書と診断書が一体となる場合などは、健康診断実施日の記載を求める等の対応をすること。 健康診断実施対象者は、指導監督基準での『月極め児童』（登園する頻度に関係なく一月以上の期間で入園決定する児童）です。 「健診未実施の保護者に対し、期限を付した文書」に連絡帳は含めない。 幼稚園、保育園に在園しつつ認可外保育施設を利用する児童（リレー保育等）については、各園において実施されているものとみなし、施設での記録の整備は不要とする。 健康診断の記録については、保護者から健康診断書、または母子健康手帳の写しの提出を受けること。施設において直接実施する場合はその記録。 評価項目Ⅲの「往診・来診」とは、すべての児童について施設として健診を実施している場合とする。ただし、当日欠席児童については、日を改めて健診を実施する及び保護者に健診に行ってもらおう等、個別に対応をすること。

		入所時における健康診断の確認においては、入所日前 3 ヶ月から入所日後 1 ヶ月までの間に実施されたものを、その他の確認においては、前回確認した健康診断の実施日から 6 ヶ月を経過した時点の前後 1 ヶ月以内に実施されたものを有効と判断し、それ以外は不備する。 例) 4 月 1 日入所の場合の 入所時、その他 (2 回目、3 回目) の健康診断 【入所時】  4/1 が入所日の場合、入所日前 3 ヶ月から入所日後 1 ヶ月までの間 (1/1~5/1) に実施されたものが有効となる。 【その他】 《 2 回目の健康診断 》  入所時の健康診断を 1/1 に実施した場合、2 回目の健康診断は、6 ヶ月後の 7/1 の前後 1 ヶ月以内 (6/1~8/1) に実施することになる。 《 3 回目の健康診断 》  入所時の健康診断を 1/1 に実施し、2 回目の健康診断を 7/1 に実施した場合、6 ヶ月後の 1/1 の前後 1 ヶ月以内 (12/1~2/1) に実施することになる。
55	職員の健康診断	健康診断実施対象者は正規職員及び常時使用する短時間労働者 (「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(H5 年法律第 76 号)) である。

の 8 情 報 提 供 利 用 者 へ	56	職員の検便	同一月に 2 回以上検便を実施した場合、2 回目以降は検便検査月数に数えない。ただし、検査間隔が概ね一ヶ月間空いている場合で翌月に検便を実施していない場合は、2 回目以降の検便をもって、翌月の検便を実施したものとみなすことができる。 調理員とは自園で調理を行う場合に、その調理に携わる職員をいう。 ただし、事業所内保育施設等については当該事業所における調理施設において児童分を併せて調理する場合は、調理員とはみなさない。
	58	欠席理由の確認	評価項目Ⅲにおける「欠席理由」について、自己都合による欠席と病気による欠席が区別されていること。また、病気による欠席の場合は病名等が記載されていること。病名等とはインフルエンザ、水痘などの病名もしくは、熱、下痢などの症状の記載も有効とする。施設が把握した情報の中で記載する。
	60	タオルの共用（児童）	評価項目Ⅱの状態、食事等前に清潔な個人持ちのおしぼりを使用している場合、このおしぼりも個人持ちタオルと取り扱い、評価項目Ⅲとする。
	60	タオルの共用（児童）	複数の個人持ちタオルを使用している場合、タオルを共用することがある場合は、「不適合」とする。
			3 歳児以上の児童は、個人用ハンカチをタオルと取り扱うことができる。
	61	タオルの共用（保育従事者）	複数の個人持ちタオルを使用している場合（調理室等に共用タオルがかけてある場合を含む）は、「不適合」とする。
	62	手洗い設備	児童用手洗いは、シンクの設置及び児童の使用に配慮された設備であることを要する。
	63	SIDS への対応	SIDS 予防に関する記録は 3 歳未満児全員（一時保育も含む）について整備されること。
の 8 情 報 提 供 利 用 者 へ	65	安全計画	安全計画は毎年見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。
	66	布団の保管方法	不適合欄の「寝具が敷いたままになっている(使用・未使用に関らず)」について、ベビーベッドにおいては、特定の児童が継続的にベッド及び寝具を使用している場合は寝具が敷いたままであっても不適合とはせず、未使用の状態では敷いたままの場合は不適合とする。
	73	契約内容の書面交付	保護者名及び児童名は適切な記載をすること（姓のみまたは名のための記載は不適）。

附 則

- この内規は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- この内規は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

